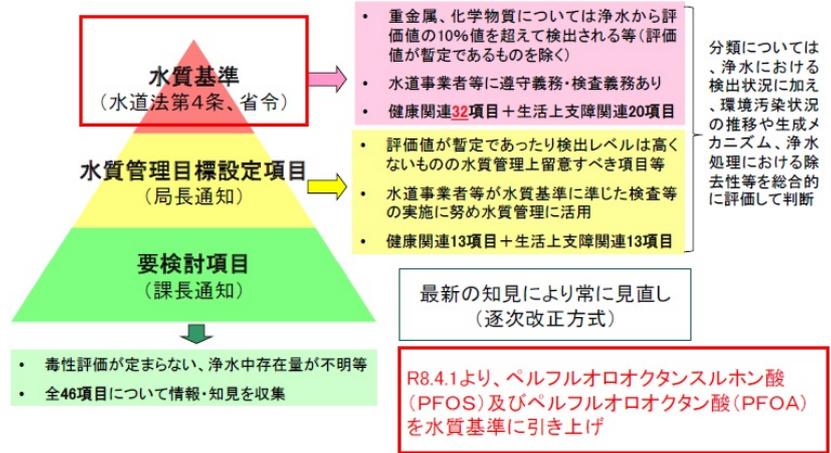


水道水質基準の改正について(PFOS 及び PFOA の水質基準への引き上げ)

水道水質基準に関する省令が、2026年4月1日から施行されます。これにより、これまで暫定的な目標値(水質管理目標設定項目)が設定されていたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)とペルフルオロオクタン酸(PFOA)が、法的拘束力のある「**水質基準**」として定められます。

PFASとは？

PFASとは、所謂有機フッ素化合物の総称で、水や油をはじく「撥水・撥油性」、熱に強い「耐熱性」を持つ人工化合物です。1万種類以上が存在するといわれ、フライパンのコーティング、泡消火剤など広く使用されてきたが、環境中で分解されにくく、残留性や健康影響が懸念されています。



(環境省ウェブサイトから引用)

改正の主な内容

- **水質基準項目への追加**: PFASのうち、PFOSとPFOAが、水道法の水質基準項目に追加されます。
- **基準値の設定**: PFOSとPFOAの合算値で0.00005mg/L(50ng/L)以下という基準値が、法的義務となります。
- **検査の義務化**: 全国すべての水道事業者や市町村などに対し、2026年4月1日からおよそ3ヶ月に1回(条件を満たせば頻度の減少が可能)の定期的な水質検査が義務付けられます。
- **基準超過時の対応**: 検査で基準値を超過した場合、水道事業者は原因を特定し、改善措置を講じることが法律で義務付けられます。

検査頻度について

- 検査頻度は原則 **3ヶ月に1回**

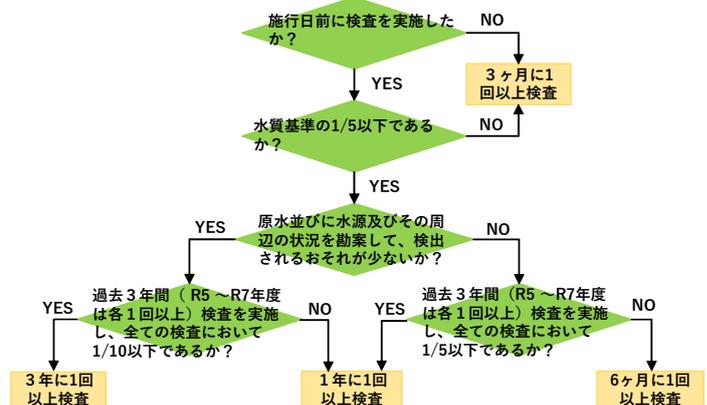
ただし、以下の場合には検査頻度の減、全量受水の場合の検査省略を検討することができる。

事業区分	検査頻度の減	全量受水の場合の検査省略
上水道事業	できない (令和11年度以降はできる)	できる
簡易水道事業 <small>注1)</small>	できる <small>注2)</small>	できる
専用水道 <small>注1)</small>	できる <small>注2)</small>	できる
水道用水供給事業	できない (令和11年度以降はできる)	できない

注1) 全量受水を行っている簡易水道事業及び専用水道は、検査頻度減及び検査省略をそれぞれ検討し、いずれか一方を適用することができる。
注2) 施行日前に検査を実施していない場合はできない。ただし、令和9年度以降は、施行日後の検査結果をもとに判断することができる。

PFOS・PFOAの検査回数の判断

本フローチャートは簡易水道事業、専用水道のみ適用できる



・配水系統ごとに判断を行う。
 ・検査頻度を減じた後に、**水質基準の1/5を超過した時は**、その時点から「**3ヶ月に1回以上**」の検査となる(1年間)

Q & A

Q: 検査頻度減や検査省略は誰が判断するのか。また、報告等は必要か?

A: 水道事業者や専用水道の設置者がそれぞれご判断いただくものです。不明な点は保健所にご相談ください。

Q: 令和8年以降は、原水の検査は必要ないと考えてよいか?

A: 原水についても年1回は検査をお願いしています。

【編集後記】
 ミラノ・コルティナで開催された冬季オリンピック。フィギュアスケート、りくりゅうペアの金メダルが素晴らしいかったです！信頼の絆と、あきらめない気持ちもたらした歴史的快挙。感動をありがとうございました。
 水環境部 片山和美

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



平成理研株式会社は環境マネジメントシステム ISO14001:2015の認証取得事業所です。

環境科学センターは品質マネジメントシステム ISO9001:2015の認証取得事業所です。